



はい！こちら消費生活センターです

## With コロナ時代の新しい生活様式のなか、 正確な情報をもとに冷静な対応をしてください（3）

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を取り入れながら、家にいる機会が多くなり、新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が相楽地域でも多く寄せられています。その事例のなかで特に注意すべき点は次のとおりです。

### 事例1 キャッシュカードを使った特殊詐欺の主な手口の例

警察などを名乗り、「あなたが現在所有しているキャッシュカードが不正に使用されているので交換が必要」と被害者に電話し・・・。

- ① その後、偽の警察官などが、「古いキャッシュカードを預かりに来た」と被害者の自宅を来訪し、キャッシュカードをだまし取り、そのカードで預金を引き出す被害が発生。(来訪時にキャッシュカードに切り込みを入れてだまし取る手口も発生)
- ② その後、偽の警察官などが来訪し、封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いたメモを入れるよう促し、被害者が目を離した隙に封筒を別のものとすり替え、キャッシュカードと暗証番号を窃取し、その後、そのカードで預金を引き出す被害が発生。

**アドバイス**警察や公的機関、金融機関の職員等が、キャッシュカードを預かったり、預かりに来ることはありません。また、キャッシュカードの暗証番号を尋ねたり、メモに書かせることはありません。キャッシュカードに関する電話や来訪があった場合には、十分ご注意ください。とくに暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは「絶対に教えない！渡さない！」ようにしましょう。

**事例2**職場の同僚から「お金をもらえる」と誘われたが、持続化給付金の不正申請だった。

**アドバイス**持続化給付金は事業者（個人事業者を含む）に対して支給されます。事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が、自身を事業者と偽って申請・受給することは犯罪行為（詐欺罪）にあたると考えられます。誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性が高いため、絶対に誘いに応じないでください。

トラブルにあった場合はすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

**☎0774-72-9955**（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

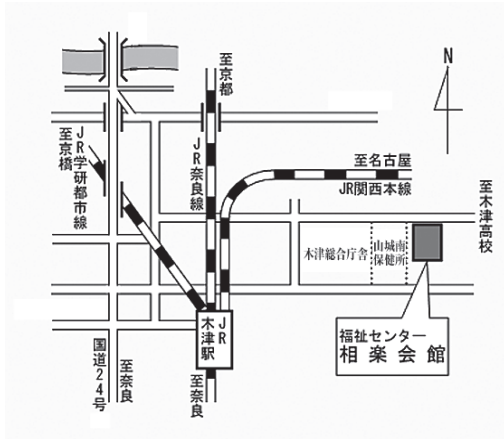
相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002（電話のみ）



相談すれば 楽になる